



浜松市

平成23年度 外部評価資料

資料番号	事業名	所管課
2-8	屋外広告物管理事業	都市開発課

事業シート3

課コード: 002110000
 担当組織: 都市開発課

作成日: 平成23年5月30日
 責任者: 鈴木 厚

基本政策	課	政策	目	事業
11	04	0208	01	020803

款	項	目	事項
36	26	16	31

款	項	目	事項
36	26	16	

事業名: 屋外広告物管理事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	人工 (正規職員) (単位:人)	22年度	23年度	比較
	4,197	4,900	703		4.0	4.0	0.0
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他
	1,283	2,889					728

◆事業の目的

○屋外広告物の社会的役割を尊重しつつ適正な規制及び誘導を行い、良好な景観の形成を促すとともに、看板の落下及び倒壊などの事故を防止し市民生活の安全を確保すること。

◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

- 屋外広告物に関する手続き事務
 - ・屋外広告物条例に基づく、屋外広告物の設置にかかる許可、広告業の登録事務等。
- 屋外広告物講習会の開催
 - ・広告業者、広告主を対象に、屋外広告物の法令、表示、施工知識に関する講習会を開催。
- クリーンデー(9/10 屋外広告物の日)の開催
 - ・市全域を対象に関係部署・団体等との協働で、違反物件の簡易除去及び指導等を実施。
- 違反広告物の是正指導
 - ・幹線道路の違反広告物を対象に、広告業者や広告主への計画的な是正指導を実施。
 - ・道路、電柱等に掲出された簡易な違反広告物(貼り紙、置き看板等)の除去、処分を実施。
- 規制の強化と緩和による実効性のあるコントロールの実施
 - ・新東名高速道路、三遠南信道路について開通前規制を行い違反広告物の設置を未然に防止。
 - ・浜松駅周辺エリアマネジメント広告事業について、規制緩和により都心活性化に協力。

◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうだったか)

- 屋外広告物に関する手続き事務
 - ・屋外広告物の許可471件、更新1,380件、改修15件。
 - ・広告業の新規登録4社、新規特例届出41社、合計45社。
- 屋外広告物講習会の開催
 - 6/10 なゆた浜北にて開催し、受講者76名を業務主任者、堅ろうな広告物管理者として育成。
- クリーンデー(9/10 屋外広告物の日)の開催
 - ・違反物件の簡易除去等を実施。除却総数152件、指導190件、違反シール貼付28件。
- 違反広告物の是正指導
 - ・国道1号(北島～舞阪町)国道152号(上島～内野)を対象に通知、指導等を実施。
違反広告物343件中、許可済83件、改善見込み214件、未解決46件。
 - ・道路、電柱等に掲出された簡易な違反広告物(貼り紙、置き看板等)の除去、処分を実施。
除去委託業務 パトロール回数 50回/年、除去件数 1,220件。
- 規制の強化と緩和による実効性のあるコントロールの実施
 - ・新東名高速道路等の開通に伴う屋外広告物の規制区域の追加について景観審議会に諮問し承諾を得た。
 - ・浜松駅周辺エリアマネジメント広告事業についての規制緩和に向けた調整を実施。

開始年度	終了予定年度	事業の性格分類	根拠法令等					
平成 8 年	年	自治事務	屋外広告物法、浜西市屋外広告物条例					
会計区分	戦略性	マニフェスト	事業の特徴	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
一般会計	分野別計画							
行革審答申	外部評価	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	*H20は事業仕分け							

(単位:千円)

		H22	H23	H24計画	H25計画	H26計画	H23～26計
事業費	予算	4,197	4,900	4,900	4,900	4,900	19,600
	決算						0
財源内訳	国・県支出金						0
	市債						0
	その他	30	30	30	30	30	120
	一般財源	4,167	4,870	4,870	4,870	4,870	19,480
	*一般会計繰入						0
人件費(報酬等)		0	0	0	0	0	0
人件費		37,600	37,600	37,600	37,600	37,600	150,400
内訳	人工(正規)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	—
	人工(非常勤)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	—
	人工(再任用)						—
年間経費(事業費+人件費)		41,797	42,500	42,500	42,500	42,500	170,000

成果指標1		屋外広告物新規許可件数					
種類	アウトカム(成果指標)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標	件	200	300	300	300	300
	実績	件	432				

成果指標2							
種類		単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標						
	実績						

◆事業の成果(平成22年度末時点での目的の実現状況 ※活動ではなく状態)

- 屋外広告物に関する許可件数の増加
新規及び更新許可 合計1851件。H21-22年度比 222件、13.6%の増加。増加率では前年比の2.3倍(H20-21年度比 89件、5.8%)と、年々、制度が理解され、法令が遵守されるようになった。
- 是正指導による違反広告物の改善
広告業者への指導通知(2回)等により、違反広告物343件のうち、許可済83件(24.2%)、改善見込み214件(62.4%)、未解決46件(13.4%)となっている。また、過去の是正指導の経過を見ると、H21年度から2年目で未解決37件(7.6%)、H20年度から3年目で未解決11件(3.9%)と年々、改善が進む状況が見られるため、今後も、引き続き改善計画書による進捗状況を注視し指導を続ける必要がある。
- 屋外広告物規制の先行実施
従来、既存物件の是正指導のように後手に回る規制が通例だったが、新東名高速道路、三遠南信道路等の建設に伴い、開通前に沿線の規制を実施することにより、先手を打つことを目指し調整を進めた結果、景観審議会への諮問において承諾を得て、条例改正への準備を進めることができた。

◆評価(平成22年度事業の評価)

(1) 必要性: 継続

(理由)

平成20年度以降の計画的是正指導等により、屋外広告物制度への理解が進み、許可件数も増加しているが、本来目的である良好な景観の形成につながるめどは立っておらず、今後に向けた課題が山積しているため、継続する必要がある。

(2) 実施主体: 市

(理由)

既存の屋外広告物のうち未申請が85%を超える状況においては、単に許可手続きだけで目的を達成することは不可能であり、啓発と是正指導を組合わせた計画的取組みを必要とする。違反広告物に対して罰則や過料を科す業務も含まれているため、市が主体的となり実施しなければならない。

(3) 選択と集中 現状

(理由)

屋外広告物条例に基づく許可事務、広告業者や広告主に対して指導、啓発等を行うことで、屋外広告物の適正化を図ることができるため、現状の取組みを基盤に改善を進めていく。

(4) 改善: 改善なし

(理由)

屋外広告物業者や設置者に対して、法や条例の趣旨を理解していただくように、指導・啓発に取り組んできた結果、許可申請件数も増加しているため、引き続き指導、啓発に努めていく。

今後の方向性 現状

実態調査結果に基づき、適正化に向けて引き続き是正指導に取り組む。そのためには、屋外広告物制度の周知、啓発が重要であり、窓口での申請者への指導、業界組織等を通じた啓発とともに、広告主の理解を得るために、積極的な取組みをPRしていく。

◆改革・改善(評価を反映して何を見直したか)

(1) これまでに実施した改革・改善(平成23年度予算で反映したものを含む)

- ・屋外広告物のルールを知らない、またルールがわかりにくいとの声があったため、平成22年度に、市民や事業者、広告主にもルールや規制内容がわかりやすいパンフレットを作成し、窓口や一般市民へ配布するとともに、啓発ポスターと併せて関係部署にもパンフレットの配布を行った。

(2) 今後の改革・改善計画(いつまでに何をどう見直す)

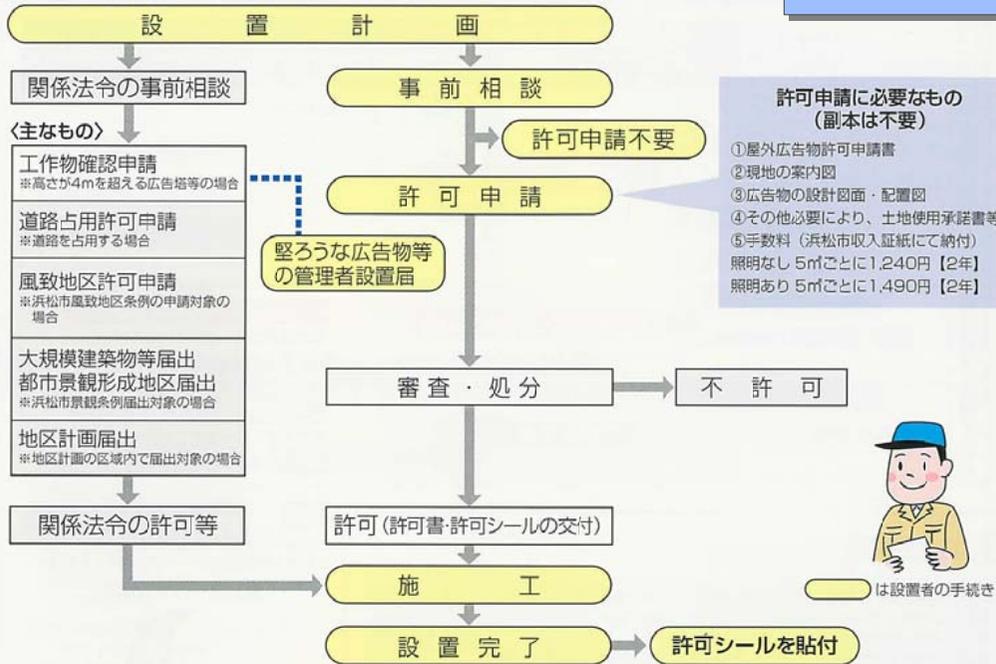
- ・是正指導の検討
一定期間の猶予を持たせて是正指導をしてきたが、改善の意思の乏しいものや改善に至らないものもあるため、平成23～24年度は、罰則の適用を含め、より改善成果があがる効果的な指導方法を検討する。

論点シート

事業番号	2 - 8	事業名	屋外広告物管理事業
部局	都市計画部	所管課	都市開発課
H23 予算	4,900 千円	所管課	現状
H22 予算	4,197 千円	一次評価	
評価対象事業についての論点等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観形成と公衆に対する危害の防止の二つの目的があるが、景観を損なう広告物と市民の安全に関わる広告物に対する取組の違いやウエイトは ・ 違反広告物の現状は、違反者に対する対応は、罰金などのペナルティの効果は、規制の基準は現実に即したもののか、 ・ 広大な市域に対して正規職員 4 人、非常勤職員 2 人の人工は妥当か、現状の経営資源で効果を拡大する方法はないか、事務負担の軽減はできないか ・ 実態調査や違反広告物の除却などに市民との協働を取り入れられないか ・ 罰則を強化することで違反屋外広告物を減らすことが期待できるか 			
評価対象事業についての二次評価			
<p>【改善（その他）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実効性のある規制基準について検討すべき 			

許可申請の手続き

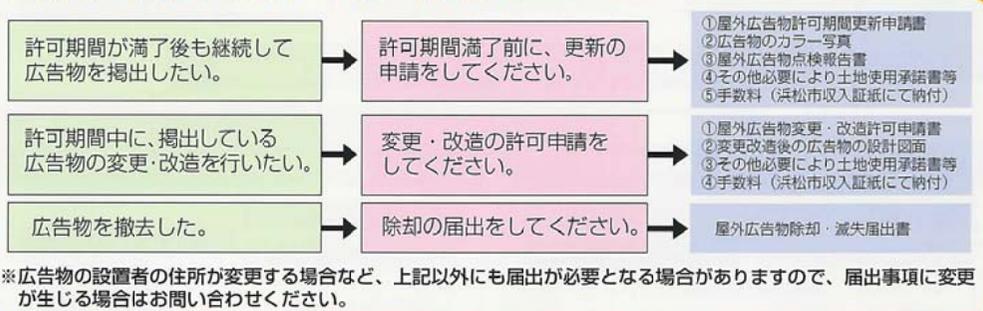
新規の許可申請の流れ



●は設置者の手続き

当日は、パンフレットの現物を、必要部数用意します。

こんなときは？(更新・変更・除却)



※ 広告物の設置者の住所が変更する場合など、上記以外にも届出が必要となる場合がありますので、届出事項に変更が生じる場合はお問い合わせください。

問い合わせ・申請窓口

屋外広告物の掲出場所	申請窓口	電話番号	所在地
中・東・西・南・北区	都市開発課 屋外広告物グループ	053-457-2344	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
浜北・天竜区	北部都市計画事務所 開発指導グループ	053-585-1161	〒434-8550 浜松市浜北区西美園6

屋外広告業の登録(特例届出)窓口は都市開発課のみとなります。

☆申請書、届出書の様式のダウンロード、条例、規則、許可基準の閲覧は市のホームページをご利用ください。

浜松市ホームページアドレス
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

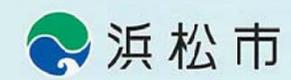
浜松市 屋外広告物

知っていますか？ 屋外広告物のルール



屋外広告物の表示・設置には許可が必要です。

※一部には許可が不要な場合もあります。
浜松市では、良好な景観の形成や、公衆に対する危害の防止を目的として、広告物の面積や高さなどの制限を定めた浜松市屋外広告物条例を制定しています。

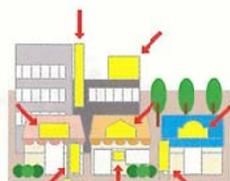


1

屋外広告物って何？

次の4つの要件をすべて満たすものが屋外広告物です。

- 常時または一定の期間継続して表示されるもの
(街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- 屋外で表示されるもの
(建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)
- 公衆(不特定多数の人)に表示されるもの
(駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません。)
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに、表示または設置されたものやこれらに類するもの



2

どんなルールがあるの？

良好な景観形成と安全の確保を目的としたルールがあります。

●まちなみや自然の美しさを守るためのルール

自然豊かな地域やにぎわう繁華街など、地域の個性に応じたふさわしい景観をつくるため、4種類の規制地域を定め、それぞれの地域ごとに広告物掲出の制限基準を定めています。

※市内には該当しない地域もあります。

規制厳しい ← → 規制緩やか

特別規制地域		普通規制地域	
第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
良好な住宅地や自然・歴史環境を保全する地域等	新幹線や高速道路の沿線など広告物が集中するおそれの高い地域等	市街地や主要な道路の沿道で、広告物を抑制する地域等	活発な商業活動が行われている地域

●事故を防ぐためのルール

破損や倒壊・落下のおそれのあるもの、交通の安全を阻害するものは掲出できません。(禁止広告物)



3

どんな屋外広告物に許可が要るの？

多くの場合、屋外広告物の掲出には許可申請が必要です。

自己敷地内に設置するもの

自家広告物

自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所、営業所、作業所に表示、設置する広告物



掲出広告物の総面積が一定基準を超える場合は許可申請が必要です。

自己敷地外に設置するもの

道標・案内図

広告物に、矢印や案内図などを掲示し、誘導を図るもの

一般広告物

自家広告物や案内図に該当しないもの



許可申請が必要です。

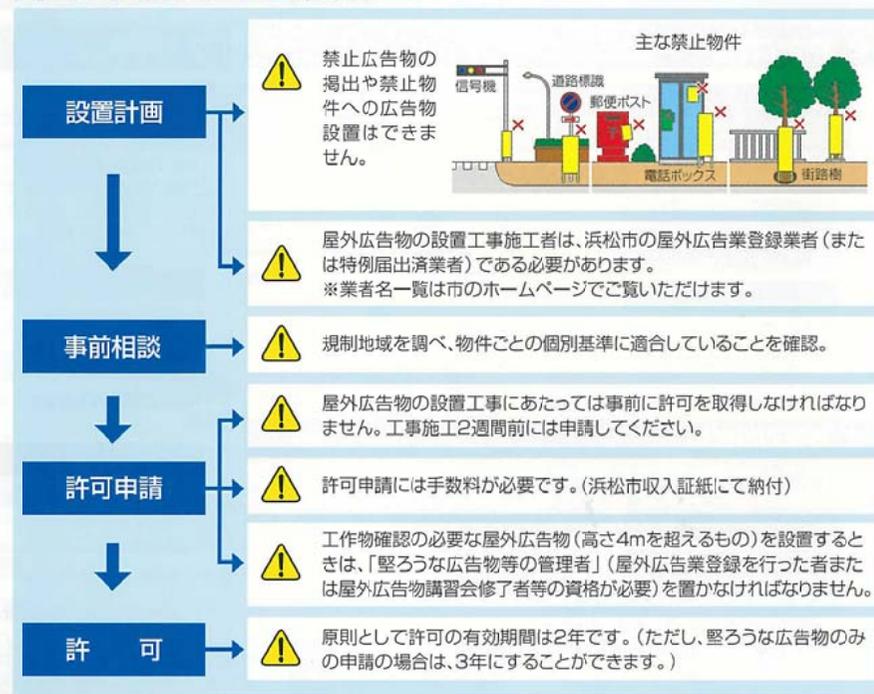
※一般広告物は地域によって設置できない場合があります。

社会生活上最低限必要なものについては、一定基準内であれば許可申請不要です。

- 法令の規定により表示設置するもの(建築確認の表示など)
- 公職選挙法による選挙運動用のポスターや立札など
- 冠婚葬祭などの一時的な広告物
- 営利を目的としない広告物で、基準に適合するものなど

4

許可申請の注意点は？



5

設置後にしなければいけないことは何？

屋外広告物の設置・表示者には、安全確保のための維持管理を行う義務があるほか、物件の許可更新時や撤去時などの際に届出申請を行わなければなりません。

- 倒壊や落下の事故を防ぐため、補修その他の必要な管理を実施し、常に良好な状態を保つようしてください。
- 許可を受けた広告物には必ず**許可シール**を貼って管理してください。
- 許可期間満了後も引き続き継続して掲出する場合は、満了時期を迎える前までに更新申請をしてください。
- 広告物の設置が必要でなくなったときはすみやかに物件を撤去し、除却の届出をしてください。



屋外広告業を営む方へ

浜松市内で屋外広告業を営もうとする場合には、次のいずれかの方法で屋外広告業の登録または特例の届出が必要です。

- ① 浜松市域内での営業 → 浜松市へ登録(手数料1万円)
- ② 静岡県内の他都市でも営業 → 静岡県へ登録(手数料1万円)した後、浜松市へ特例の届出(手数料不要)



屋外広告物条例に違反すると、
罰金に処せられることがあります。

許可の基準 (ⅠⅡⅢの順にご覧ください。)

Ⅰ 掲出の可否及び許可申請の要否・・・地域により個別基準が異なります

掲出の可否及び許可申請の要否	規制地域		特別規制地域		普通規制地域	
	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種
自家広告物 <small>事務所・店舗等ための案内図の掲出</small>	5m以内		掲出可 許可申請不要			
	10m以内		掲出可 許可申請必要			
	20m以内		個別基準の①～⑥をご確認ください。			
	20m超					
道標・案内図	1-Bのみ掲出可 許可申請必要 個別基準の①-Bをご確認ください。		掲出可 許可申請必要 個別基準の①～⑥をご確認ください。 注意 ※②の掲出は不可の地域あり。			
	一般広告物		掲出不可		掲出可 許可申請必要 個別基準の①～⑥をご確認ください。 注意 ※②の掲出は不可の地域あり。	

Ⅱ 共通基準

- 保安上必要なものを除き蛍光塗料を使用していないもの
- 著しく汚染し、退色し、又は塗料がはく離していないもの
- 裏面、側面及び脚部が、美観を損なっていないもの
- 電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないもの
- 地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのない構造のもの
- 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないもの
- 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げないもの



注意 〇〇の地域とは、100m規制地域(告示で指定する幹線道路・鉄道の両側100m以内の場所)をいいます。〈屋外広告物規制概要図の〇〇で表示された地域〉



野立の一般広告は禁止

Ⅲ 個別基準

① 野立広告板 ※高さ5mを超えるものは②野立広告塔を適用

1-A 自家広告物・一般広告物の場合

- 第1種特別規制地域
- 第1種普通規制地域
- 第2種特別規制地域
- 第2種普通規制地域

高さは5m以下
面積は全面で30㎡以内



1-B 道標・案内図の場合

- 第1種特別規制地域
- 第2種特別規制地域
- 第1種普通規制地域
- 第1種普通規制地域
- 第2種普通規制地域

高さは5m以下
1面の面積は3㎡以内
面積は全面で6㎡以内

第1種普通規制地域
※100m規制地域

高さは5m以下
1面の面積は5㎡以内
面積は全面で10㎡以内

第1種普通規制地域
※100m規制地域以外

第2種普通規制地域
高さは5m以下
面積は全面で30㎡以内



② 野立広告塔

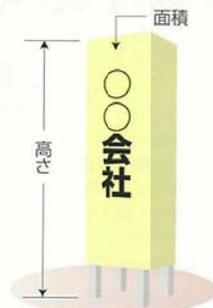
第1種特別規制地域

高さは10m以下
1面の面積は30㎡以内

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

高さは15m以下
1面の面積は30㎡以内



③ 壁面利用広告

・壁面の端から突き出さないこと ・窓その他開口部を覆わないこと

第1種特別規制地域

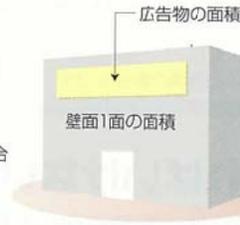
第1種普通規制地域

第2種特別規制地域

壁面1面の面積が300㎡未満の場合
…壁面1面の1/5以内
(壁面の面積の1/5が15㎡未満の場合
…15㎡まで可)
壁面1面の面積が300㎡以上の場合
…壁面1面の1/10以内
(壁面の面積の1/10が60㎡未満の場合
…60㎡まで可)

第2種普通規制地域

壁面1面の1/5以内
(壁面の面積の1/5が15㎡未満の場合…15㎡まで可)



④ 屋上広告

・壁面から(建物の幅より横に)突き出さないこと
・木造建築に設置しないこと

第1種特別規制地域

広告物の高さは5m以下かつ
建物の高さの2/3以下

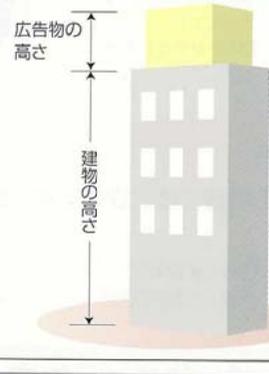
第2種特別規制地域

広告物の高さは10m以下かつ
建物の高さの2/3以下

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

広告物の高さは15m以下かつ
建物の高さの2/3以下



その他の広告物

● 塀広告 ● アドバルーン ● 電柱・街灯柱・消火栓標識柱を利用する広告物 ● 乗合自動車 など
各広告物の個別基準については、申請窓口へお問い合わせください。

⑤ 壁面突出広告

出幅は1.5m以下。
ただし、歩道がある道路では1m以下
(歩道がない道路では0.5m以下)
上端の高さは、歩道がある道路では
地上から2.5m以上(歩道がない道
路では4.7m以上)

第1種特別規制地域

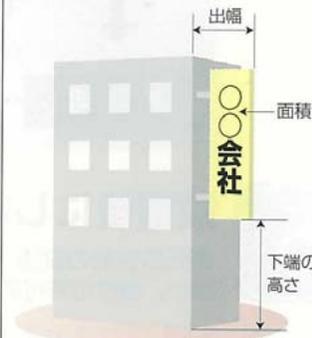
第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

1面の面積は20㎡以内

第2種普通規制地域

面積による制限なし



⑥ のぼり旗

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

1面につき2㎡以内
道路端から5m以内に
設置する場合は、相互
の間隔5m以上



浜松市屋外広告物規制概要図(南部)

屋外広告物掲出の可否

規制地域 凡例	第一種特別規制地域	第二種特別規制地域	第一種普通規制地域	第二種普通規制地域	その他地域
広告の種類					
自家広告物	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可
道標・案内図	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可
一般広告物	掲出不可	掲出不可	掲出可	掲出可 ※ただし野立 広告は不可	掲出可

<注意>
当規制概要図は参考図であり、規制地域、その他表示内容を証明するものではありません。
また、権利及び義務に関わる事項の資料とすることはできません。
規制の内容の詳細やご不明な点については、担当課へお問い合わせください。



愛知県新城市



湖西市

磐田市

遠州灘

浜松市屋外広告物規制概要図(北部)



当日は、現物を、必要部数用意します。



屋外広告物掲出の可否

規制地域 凡例	第一種特別規制地域	第二種特別規制地域	第一種普通規制地域	第二種普通規制地域	その他地域
広告の種類					
自家広告物	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可
道標・案内図	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可	掲出可
一般広告物	掲出不可	掲出不可	掲出可	掲出可 <small>※ただし野立 広告は不可</small>	掲出可

<注意>
当規制概要図は参考図であり、規制地域、その他表示内容を証明するものではありません。
また、権利及び義務に関わる事項の資料とすることはできません。
規制の内容の詳細やご不明な点については、担当課へお問い合わせください。

屋外広告物管理事業

浜松市都市計画部都市開発課

屋外広告物グループ TEL 053-457-2344

屋外広告物条例の目的

- 1 良好な景観の形成若しくは風致の維持
地域の景観に調和した屋外広告物の表示
- 2 公衆に対する危害防止
倒壊、見通しの不良、道路標識等の妨害
- 3 屋外広告業に対する規制
屋外広告業の登録制度

浜松市屋外広告物条例は、屋外広告物法にもとづいて制定している。

屋外広告物とは？

以下の条件を全て満たすもの

常時又は一定の期間継続して表示されるもの

屋外で表示されるもの

公衆に表示されるもの

看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示されたもの



屋外広告物の事例

屋外広告物のさまざまなかたち



まちなみや自然の美しさを 守るためのルール

自然豊かな地域やにぎわう繁華街など、
地域の個性にふさわしい景観をつくるため、
4種類の規制地域を定めている



緩やかな規制

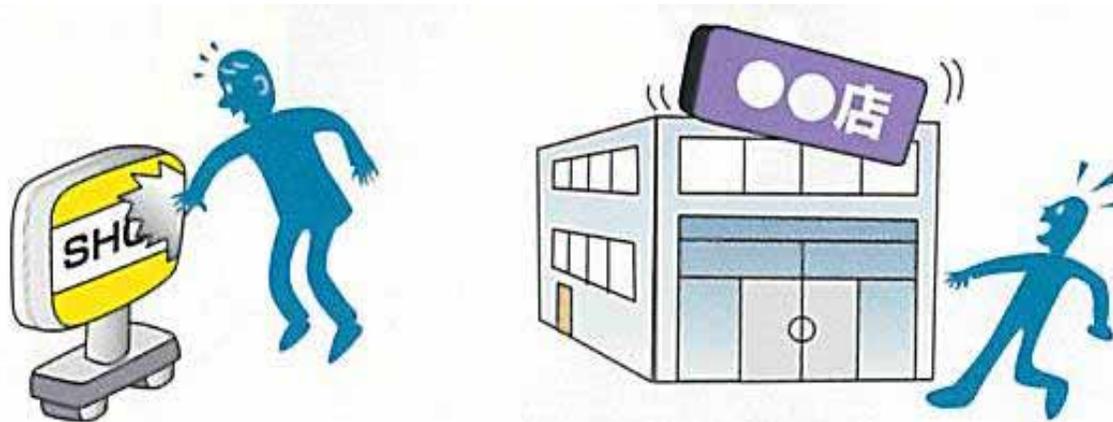


厳しい規制



事故を防ぐためのルール

**破損や落下、倒壊のおそれがあるもの
交通の安全を阻害するものは掲出禁止**



実態調査及び是正指導

H20年度に行った、主要幹線沿線の実態調査をもとに
H20～24年度にかけて、是正指導を継続中。

指導区域
主要幹線の両側

指導物件
野立ての一般広告物
及び、道標・案内図板
(自家用屋外広告物を除く)。

一般広告物



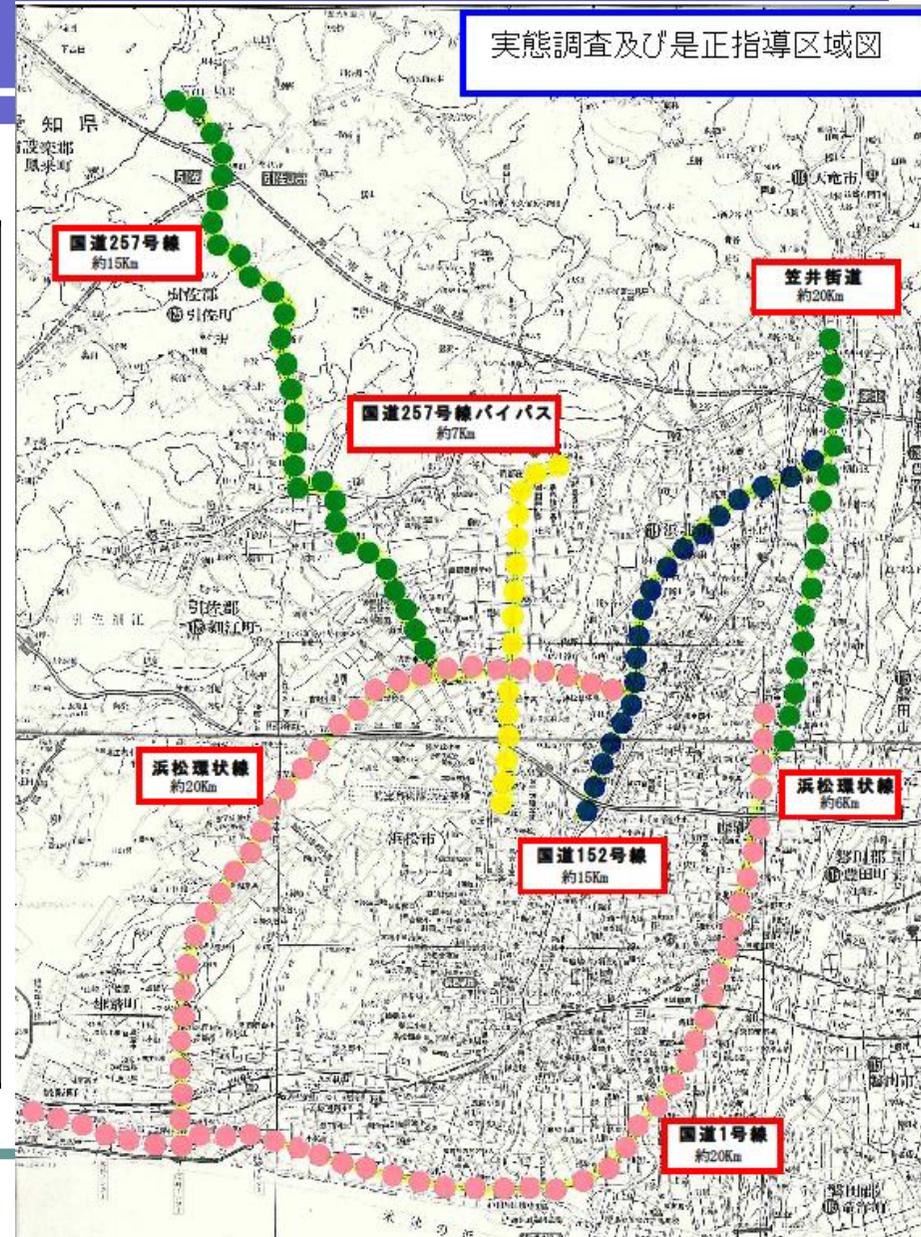
道標・案内図板



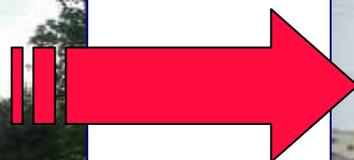
実態調査及び是正指導

対象路線と年次計画

年度	対象路線
H20	浜松環状線、 館山寺街道 距離 15.2km
H21	浜松環状線、 国道152号 距離 14.4km
H22	国道1号、 国道152号 距離 27.0km
H23 H24	国道257号、 県道浜松 天竜線（笠井街道）等 距離 40.3km



是正指導による改善例



撤去



改修



是正指導と今後の課題

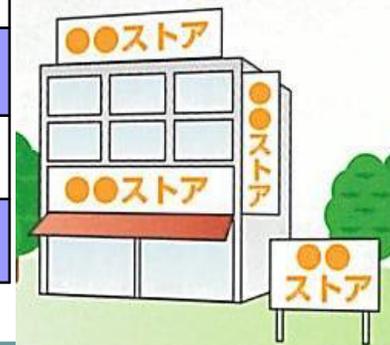
継続的な指導により、年々、改善傾向にはあるが、主要幹線の野立広告問題は氷山の一角に過ぎず、**今後は、自家広告物の是正が大きな課題。**

H23年5月末現在

年度	件数	許可済	改善見込み	未解決
H20	285	221	53	11
指導開始から3年目	-	77.5%	18.6%	3.9%
H21	489	238	214	37
指導開始から2年目	-	48.7%	43.8%	7.6%
H22	343	107	204	32
指導開始から1年目	-	31.2%	59.5%	9.3%

上段:件数
下段:割合

自家広告物



自家広告物とは、自己敷地内に設置する、自己の名称、店名、営業内容等の表示看板等

市民協働の取り組み

屋外広告物クリーンデー(毎年、9月10日)

広告事業者、道路管理者、区役所等との協働により、簡易広告物の除却、違反シールの貼付を実施。

H23年度「市民協働たねからみのり」の プレゼンテーションフォーラムに課題提案。

「屋外広告物ウォッチング」(まち歩き観察会)などの活動を通じて、市民、広告事業者、専門家、行政職員等と一緒に、現状を共有。よい景観と看板の関係を考える場づくりへ。

屋外広告物ルールを守って、 美しいまちなみ景観を次の世代に！

